

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	85	側注②	<u>合</u> わせ持った	<u>あ</u> わせ持った
2	89	20	2015年に <u>制</u> 定	2015年に <u>施</u> 行

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
3	221	左段 19-20	<p>る幼保連携型認定こども園を経営する事業</p> <p>3. 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129</p>	<p>る幼保連携型認定こども園を経営する事業</p> <p><u>2の3. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係</u> (挿入) <u>る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)に</u> <u>規定する養子縁組あっせん事業</u></p> <p>3. 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129</p>
4	221	左段 52 右段 1-6	<p>第4条 地域住民, 社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は, 相互に協力し, 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み, 社会, 経済, 文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように, 地域福祉の推進に努めなければならない。</p>	<p>第4条 <u>地域福祉の推進は, 地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら, 参加し, 共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。</u> (挿入)</p> <p>② 地域住民, 社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は, 相互に協力し, 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み, 社会, 経済, 文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように, 地域福祉の推進に努めなければならない。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
5	223	左段 45	第5条の2	第5条の2 <u>第1項</u> (挿入)
6	235	下	2015(平成27) <u>新オレンジプラン策定 少子化社会対策大綱策定</u> (削除)	2015(平成27) <u>新オレンジプラン策定 子ども・子育て支援新制度実施 少子化社会対策大綱策定</u> 2020(令和2) (挿入)